

アルバニアの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

アルバニア共和国は、バルカン半島のアドリア海沿岸に位置しており、周囲をモンテネグロ、コソボ、マケドニア及びギリシャに囲まれている。首都はティラナ、通貨はレク、公用語はアルバニア語²である。

アルバニア人の祖先であるイリュリア人は、紀元前3世紀にイリュリア王国を建国していたが、ローマ帝国に滅ぼされ、ローマ帝国及び東ローマ帝国の支配を受けた。その後約400年にわたりオスマン帝国に支配されたが、1912年に独立を達成し、1914年にアルバニア公国を建国した。その後、無政府状態を経て、1925年にはアルバニア共和国、1928年にはアルバニア王国が成立した。1939年にイタリアに併合された後、一時はドイツに占領されたが、パルチザン闘争を経て、1946年にアルバニア人民共和国が成立した（1976年に、アルバニア社会主義人民共和国に名称変更）。アルバニア人民共和国の成立後しばらくは、当時のソ連の強い影響の下で国家運営がなされたが、スターリン主義を固守するアルバニアは、ソ連の修正主義を強く批判するようになり、1961年の中ソ対立を契機としてソ連との国交を断絶し、その後は中華人民共和国との間で唯一の外交関係をもった。アルバニアは、1967年には中国の文化大革命の影響を受けて「無神国家」宣言を行い、1968年にはワルシャワ条約機構から脱退する等、事実上の鎖国政策を採るようになった。1971年10月25日、国連総会で中華人民共和国政府を中国の唯一の正当な政府と承認し、蒋介石が代表する政府を追放するとして2758号決議、いわゆる「アルバニア決議案」が採択された。これにより中華民国政府が国連と国連機関から脱退し、代わりに中華人民共和国政府が国連及び安全保障理事会常任理事国の代表権を獲得した。これにより中華民国政府は、国連を脱退した。しかし、その後、アルバニアは、中華人民共和国の改革開放政策、対米宥和政策に反対して対立するようになり、1976年に中華人民共和国からの経済・軍事援助が打ち切られた後は、世界的に孤立状態となった。長年にわたり独裁体制を敷いてきたホッジャ第一書記が1985年に死去した後は、東欧民主革命の影響を受け、独裁体制の瓦解が進んだ。即ち、1990年には一党独裁放棄及び対外開放等の民主化政策をとることが決定され、1991

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² アルバニア語は、もともとラテン文字が用いられていたが、オスマン帝国支配下ではアラビア文字が使用されていた。オスマン帝国の支配を脱した後は、現在まで、ラテン文字が使用されている。

年に初めての自由選挙が行われた。そして、国名を「アルバニア共和国」（以下「アルバニア」という）とすること等が決定されるとともに、米国・英国との国交回復が実現した。1992年の総選挙の結果、アルバニアで初めての非共産政権が誕生した³。

1996年から1997年にかけて、無限連鎖講（ネズミ講）式投資による被害がアルバニア全土に広がり、騒乱状態となった⁴。その際、人道援助物資の安定的供給を確保すること等を目的として、イタリア軍を中心とする多国籍保護軍がアルバニアに展開し、治安の維持にあたった。

2008年2月にセルビアのコソボ自治州議会が一方的に独立宣言を採択し、同年4月にはコソボ憲法が議会で批准された。セルビアはこれを違法として強く反発したが⁵、アルバニアは、直ちにコソボ独立を承認した。コソボの人口の圧倒的大多数（90%以上）はアルバニア系であるといわれている。アルバニア人は一般に多産を好む傾向があるため、その人口は依然として増加傾向にある。アルバニア人が「大アルバニア主義」を唱えることは、周辺諸国（セルビア、モンテネグロ、マケドニア、ギリシャ等）に居住するアルバニア人による独立運動を誘発し、地域の安定を脅かすのではないかと周辺諸国から懸念されている。

アルバニアは、2000年にはWTOに、そして2009年にはNATOに加盟した。現在、アルバニア政府はEUへの加盟を最優先課題に掲げており、2014年にはEU加盟候補国となったが、いまだEU加盟は実現していない。

アルバニアの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。最近では、アルバニアが加盟を目指しているEU法の影響が強くなっている。

II 憲法

1 総説

アルバニア憲法は、1998年10月21日に制定され、同年11月28日から施行された。最近では、2008年に一部改正された。

³ 本稿におけるアルバニアの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2015年版』（二宮書店、2015年）326頁等を参照した。

⁴ ちなみに、セルビアからのコソボ独立を目指すコソボ解放軍が、アルバニアの社会的混乱に乗じて、アルバニアから兵器と私兵を調達し、コソボ域内に大量に送り込んだ。後にコソボの首相となるハシム・サチも、コソボ解放軍の幹部として、調達に関与していた。

⁵ 2010年7月22日、国際司法裁判所（なお、当時の国際司法裁判所所長は、小和田恒氏であった）は、コソボの一方的独立宣言は国際法違反にはあたらないとの勧告的意見を出した。但し、当該勧告的意見は、独立宣言を公布すること自体は原則として国際法により禁止・制限されていないことを理由に、コソボの独立宣言は国際法違反にはあたらないとの結論を形式的に導いただけのものであり、コソボ独立そのものの合法性・有効性については何ら判断を行っていない（山田哲也著「一方的独立宣言の合法性 コソボ独立宣言事件」（小寺彰ほか編『国際法判例百選〔第2版〕』（有斐閣、2011年）所収）28～29頁）。

アルバニア憲法の主な体系は、表1のとおりである。

表1：アルバニア憲法の主な体系⁶

前文		
第1部 基本原理		第1条～第14条
第2部 基本的人権及び自由	第1章 一般原理	第15条～第20条
	第2章 人格的権利及び自由	第21条～第44条
	第3章 政治的権利及び自由	第45条～第48条
	第4章 経済的、社会的及び文化的権利及び自由	第49条～第58条
	第5章 社会的目標	第59条
	第6章 国民の擁護者	第60条～第63条
第3部 議会	第1章 選挙及び任期	第64条～第67条
	第2章 議員	第68条～第73条
	第3章 組織及び機能	第74条～第80条
	第4章 立法過程	第81条～第85条
第4部 共和国大統領		第86条～第94条
第5部 内閣		第95条～第107条
第6部 地方自治		第108条～第115条
第7部 制定規則及び国際条約	第1章 制定規則	第116条～第120条
	第2章 国際条約	第121条～第123条
第8部 憲法裁判所		第124条～第134条
第9部 裁判所		第135条～第147条
第10章 検察庁		第148条～第149条
第11章 国民投票		第150条～第152条
第12章 中央選挙委員会		第153条～第154条
第13章 公共財政		第155条～第161条
第14章 高等国家監督院		第162条～第165条
第15章 軍隊		第166条～第169条
第16章 臨時措置		第170条～第176条
第17条 憲法改正		第177条

⁶ アルバニア憲法の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=224105

第 18 条 一時的及び最終的 処分		第 178 条～第 183 条
-----------------------	--	-----------------

アルバニア憲法の前文において「神への信仰」、「宗教的共存」、第 3 条において「宗教的共存」、第 10 条において「国家と宗教団体との関係」、第 24 条において「信教の自由」について規定されていることが注目される。前述したとおり、アルバニアが 1967 年に「無神国家」宣言を行い、宗教を徹底的に排除していたことからすると、極めて大きな変容といえる。

2 統治機構

(1) 議会

一院制を採るアルバニア議会の議員数は 140 名であり、うち 100 名は小選挙区から直接選出され、残り 40 名は政党（有効投票総数の 2.5%以上であることを要する）又は政党連合（有効投票総数の 4%以上であることを要する）の名簿から比例代表制により選出される（64 条）。議員の任期は 4 年である（65 条 1 項）。

議会は、1 年間に、1 月と 9 月に開始する 2 回の会期をもって活動する。また、大統領、首相又は全議員の 5 分の 1 の要求により、臨時会を開催する（74 条）。

内閣、全ての議員、及び 2 万人の選挙人は、それぞれ、法案提出権を有する（81 条 1 項）。議会の決議は、全議員の過半数が出席した会議における投票総数の過半数の多数決により行ふ。但し、憲法の規定により、特別多数決議による場合を除く（78 条 1 項）。

(2) 大統領

国家元首たる大統領は、国民の統一性を代表する（86 条 1 項）。大統領は、議会の全議員の 5 分の 3 の多数決により選出される（87 条 2 項）。任期は 5 年であり、3 選は禁止されている（88 条 1 項）。

大統領は、①法律を公布する権限（84 条 1 項）、②1 回に限り、法案を議会に差し戻す権限（85 条 1 項）、③政令を發布する権限（93 条）等を有する。また、大統領は、多数の形式的・儀礼的な権限を有する（92 条）。

(3) 内閣

内閣は、首相、副首相及び閣僚により構成される（95 条 1 項）。内閣の権限は、①一般的な国家政策の基本的方向性を明示すること、②首相又は閣僚の提案について決定を行うこと、③決定及び命令を發布すること等である（100 条 1 項・2 項・5 項、101 条）。閣僚の会議は非公開で行われる（100 条 3 項）。内閣の行為は、首相及び提案した閣僚の署名があるときに有効となる（100 条 4 項）。

首相は、①内閣を代表し、閣議の議事を進行すること、②閣僚間の意見の不一致を解決

すること、③命令を發布すること等の権限を有する（102条）。

もし、首相により提案された信任案が議会の全議員の過半数により否決されたときは、議会は15日以内に新しい首相を選出し、大統領は新しい首相を任命する。もし議会在新しい首相を選出できなかつた場合、大統領は議会を解散する（104条）。

もし、議会の議員の5分の1により提案された不信任案が議会の全議員の過半数により可決されたときは、議会は15日以内に新しい首相を選出し、大統領は新しい首相を任命する。もし議会在新しい首相を選出できなかつた場合、大統領は議会を解散する（105条）。

（4）憲法裁判所

憲法裁判所は、議会の同意を得て大統領が任命した9名の裁判官から構成される。憲法裁判所裁判官は、高い識見と15年以上の執務経験を有する弁護士の中から選出される。任期は9年であり、再任される権利は無い。憲法裁判所長官は、議会の同意を得て大統領が任命することとされており、任期は3年である（125条）。

憲法裁判所は、①法律が憲法及び国際条約に合致しているか否か、②批准前の国際条約が憲法に合致しているか否か、③中央又は地方機関の制定規則⁷が憲法及び国際条約に合致しているか否か、④機関の間の権限争い等について決定する権限を有する（131条）。憲法裁判所の決定は、多数決で行われる（133条）。

憲法裁判所の決定は、原則として、公報に掲載された日に効力を生じるが、憲法裁判所は、法律又は制定規則がこれとは異なる日に無効となることを決定することができる。憲法裁判所の決定は、一般的拘束力を有し、最終的なものである（132条）。

（5）裁判所

司法権は、最高裁判所⁸並びに法律により設置された控訴裁判所及び第一審裁判所により行使される。議会は、特定分野のための裁判所を法律により設置することもできる（135条）。なお、アルバニアでは、軍控訴裁判所及び軍第一審裁判所も設置されている。

最高裁判所の長官及び構成員は、議会の同意を得て大統領が任命する。最高裁判所の長官及び構成員の任期は9年であり、再任される権利は無い。最高裁判所の他の裁判官は、高等司法評議会の提案に基づき大統領が任命する（136条）。

裁判官は独立しており、憲法及び法律にのみ従う。法律が憲法に抵触しているときは、法律を適用せず、手続を保留にし、争点を憲法裁判所の判断に委ねる。憲法裁判所の決定は、全ての裁判所を拘束する（145条）。

高等司法評議会は、大統領、最高裁判所長官、法務大臣、議会により選出された者3名、及び国民司法会議により選出された裁判官9名の合計15名で構成される。任期は5年であ

⁷ 英訳では「normative acts」と記載されている。

⁸ 英訳では「the High Court」と記載されているが、その実質に従い、本稿では「最高裁判所」と訳すこととする。

り、再任される権利は無い。高等司法評議会の議長は、大統領が務める。高等司法評議会は、裁判官の異動、裁判官の監督について決定を行う。但し、裁判官の異動は、司法制度の改組の必要性がある場合を除き、本人の同意が無ければ、行うことができない(147条)。

(6) 高等国家監督院

アルバニア憲法の特徴の1つとして、高等国家監督院⁹が挙げられる。高等国家監督院は、経済及び財政を監督する最上級機関であり、憲法及び法律にのみ従う。高等国家監督院の長官は、大統領の提案に基づき、議会が任命・罷免する。任期は7年であり、再任されることのできる(162条)。

高等国家監督院は、①国家機関等の経済活動、②政府基金の使用及び維持、③国家が過半数の出資持分を有する又は国家が債務保証している法人の経済状況を監督する(163条)。そして、高等国家監督院は、議会に対し、①国家予算の実施に関する報告書、②議会承認前の前会計年度の費用に関する内閣の報告書に対する意見、③監督の結果に関する情報、④高等国家監督院の活動に関する年度報告書を提出する(164条)。

3 人権

人権については、憲法の「第2部 基本的人権及び自由」(第15条から第63条までの計49か条)において、6つの章に分けて、詳細に規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、アルバニア憲法においても、同様に保障されているといえる。

その他の特徴的な規定として、例えば、以下のものが挙げられる。

- ①個人情報の保護について明文で規定されている(35条)。
- ②憲法に違反する目的を追求する組織又は団体は、禁止される(46条3項)。
- ③子ども、若者、妊婦及び初産婦が法律による特別な保護を受ける権利について明文で規定されている(54条1項)。
- ④非嫡出子にも嫡出子と同等の権利が認められている(54条2項)。
- ⑤子どもの権利について、虐待等との関係で比較的詳細な規定が置かれている(54条3項)。
- ⑥芸術創造・科学研究を行い、それらを実施し、そこから利益を得る権利並びに著作権が明文で規定されている(58条)。
- ⑦国家の社会的目標が具体的に多数列挙されている。また、国家の社会的目標の実現は裁判所に直接申し立てることはできないことが明記されている(59条)。
- ⑧国民の擁護者、即ち、オンブズマンについて明文で規定されている(60条～63条)。
- ⑨国防の義務、良心的兵役拒否及び代替服務について明文で規定されている(166条)。

4 法令及び判決例

アルバニアにおける法源には、憲法、批准された国際条約、法律、内閣による制定規則、

⁹ 英訳では「The High State Control」と記載されている。

地方自治体の条例、閣僚及び国家機関による制定規則等がある（116条）。法律、内閣による制定規則、閣僚及び国家機関による制定規則等は、官報により公布されて初めて法的効力を生じる（117条1項）。内閣、閣僚及び国家機関の規則は、首相、閣僚及び国家機関の長の命令と同じく、従属する行政機関内部にのみ拘束力を有する（119条1項）。

国際条約が、①領土、平和、同盟、政治的及び軍事的問題、②憲法に規定されているような市民の自由、人権及び義務、③国際機関におけるアルバニアの構成員としての地位、④アルバニアによる債務の引受、⑤法律の承認、修正、補足又は廃止に関わる時は、当該国際条約の批准及び廃止は、その他の国際条約の場合よりも厳格な手続で、法律により行わなければならない（121条）。

アルバニアの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。アルバニアの裁判所による判決については、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていないが、上級裁判所による過去の判決例は論拠として事実上の影響力を有する。

III 民法

アルバニアの現行民法典は、1994年7月29日に改正されたものである（1995年1月1日施行）。全1167条からなるアルバニア民法典の主な体系は、「第1編 総則」、「第2編 所有権及び財産」、「第3編 相続」、「第4編 債務」、「第5編 契約」となっている¹⁰。

民法典によると、不動産売買契約は、譲渡証書が無ければ完結しない。譲渡証書は、契約当事者が公証人の面前で署名した、特別の書式の不動産譲渡契約書である。譲渡証書には、売買代金等の重要事項が記載されなければならない。また、不動産登記局の発行した証明書が添付されなければならない。不動産所有権の移転時期は、原則として、公証人の面前での不動産売買契約締結時であると解釈されている。民法典によると、買主は、不動産の瑕疵について、引渡しから5年以内に提訴することができる。なお、外国人・外国企業もアルバニアで不動産を購入することは原則として可能であるが、一定の制限がある場合があるので注意が必要である¹¹。

IV 会社法

アルバニアでは、「起業及び会社に関する法律」が2008年5月21日に施行された。この

¹⁰ アルバニア民法典の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://unpan1.un.org/intradoc/groups/public/documents/UNTC/UNPAN014893.pdf>

¹¹ 『THE WOLF THESIS GUIDE TO: the Legal Framework for Doing Business in Albania』（WOLF THESIS、2012年）42～43頁。

http://www.wolftheiss.com/tl_files/wolftheiss/CSC/Guides/The_Wolf_Theiss_Guide_To_The_Legal_Framework_for_Doing_Business_in_Albania.pdf

法律は、ドイツ、イタリア及び英国の影響を受けて策定されたものである¹²。

アルバニアに投資しようとする外国企業は、「起業及び会社に関する法律」に基づき、アルバニアに子会社たる現地法人を設立することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するアルバニア法人である。2007年に設立された「国家登記センター」(NRC)が会社設立や商業登記等に関するワン・ストップ・サービスを行っている。

外国企業がアルバニアに現地法人を設立する際に多く利用される主な会社は、表2のとおりである¹³。

表2：アルバニアで設立が認められている主な会社

名称	アルバニア語 (略称)	説明
有限責任会社	Shoqëri me Përgjegjësi të Kufizuara (Sh.p.k.)	出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う出資者のみからなる会社。出資は金銭でも現物でもよいが、労働・役務は不可。最低資本金は100レク。出資者は何名でもよく、一人会社も可。出資者は自然人でも法人でも可。株主総会により指名された1名以上の取締役により運営される。取締役は自然人に限られる。最もよく利用される会社形態であり、主に中小企業に利用される。
株式会社	Shoqëri Anonime (Sh.a)	出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う株主のみからなる会社。出資は金銭でも現物でもよいが、労働・役務は不可。最低資本金は、①公募する場合は10,000レク。②公募しない場合は3,500レク。株主は何名でもよく、一人会社も可。株主は自然人でも法人でも可。会社の業務運営機関は、①経営機能と監督機能を取締役に委ねる一元型、②経営機能を担う取締役と監督機能を担う監査役会とを分離する二元型、のいずれかを選択可。比較的大規模な会社に適する。

¹² Efthymios Navridis 著「Foreign Company With Branch In Albania」(『ALBANIA LAW DIGEST』ウェブサイト掲載)

<http://www.albanialawdigest.com/topics/business-entities/item/189-foreign-company-with-branch-in-albania>

¹³ 前掲『THE WOLF THESIS GUIDE TO: the Legal Framework for Doing Business in Albania』25～32頁。

有限責任会社は、最もよく利用される会社形態であり、主に中小企業に適する会社形態である。最低資本金は 100 レクである。出資は金銭でも現物でもよいが、労働・役務による出資は認められない。株主総会及び 1 名以上の取締役により運営される。自然人又は法人による一人会社も可能である。取締役は自然人に限られる。

これに対し、株式会社は、比較的大規模な会社に適するものである。最低資本金は、①公募する場合は 10,000 レク、②公募しない場合は 3,500 レクである。出資は金銭でも現物でもよいが、労働・役務による出資は認められない。こちらも、自然人又は法人による一人会社も可能である。会社の業務運営機関は、①経営機能と監督機能を取締役に委ねる一元型、②経営機能を担う取締役と監督機能を担う監査役会とを分離する二元型のいずれかを選択することができる。

外国法人は、表 2 に掲げた会社形態のアルバニア法人を設立することもできるし、アルバニア国内に登記した支店又は駐在員事務所を設置することもできる。支店及び駐在員事務所は、アルバニア法人ではなく、外国法人の一部であり、外国法人自身が責任を負うことになる。駐在員事務所はアルバニアでビジネス活動を行うことはできないが、實際上、情報収集等の目的に利用される。

V 民事訴訟法

アルバニアの現行民事訴訟法典は、1996 年 6 月 1 日に施行されたものである。

アルバニアの民事訴訟を管轄する裁判所として、最高裁判所は 1 か所、控訴裁判所は 6 か所、第一審裁判所は 29 か所ある¹⁴。これらの裁判所は、民事事件、刑事事件及び行政事件の管轄権を有する。その他に、憲法裁判所、軍控訴裁判所及び軍第一審裁判所も設置されていることは前述した。

民事訴訟の審理及び判決は、3 名又は 1 名の裁判官により行われる。例えば、訴額が 2,000 万レク（約 14 万 2,000 ユーロ）を超える場合は、3 名の合議体による審理及び判決が行われる。なお、アルバニアの訴訟制度では、陪審制等は採用されていない¹⁵。

VI 刑事法

アルバニアの現行刑法典は、1995 年 1 月 27 日に制定されたものであり（1995 年 6 月 1 日施行）、その後、一部改正されている。

アルバニアが EU に加盟するためには、汚職及び組織犯罪への対策と司法改革を押し進

¹⁴ ちなみに、第一審裁判所では、302 名の判事、226 名の判事補、341 名の書記官が勤務している。『LEGAL SYSTEMS OF THE WORLD VOLUME I』（ABC CLIO、2002 年）30 頁。

¹⁵ 前掲『THE WOLF THESIS GUIDE TO: the Legal Framework for Doing Business in Albania』（WOLF THESIS、2012 年）72 頁。

めなければならないことから、アルバニア政府はこれらの問題に注力している。

汚職について述べると、アルバニア刑法典は、公共分野及び民間分野での贈収賄を既に犯罪化している。但し、外国公務員及び国際公務員への贈賄には限定的にしか現行法規定を適用できないという問題、民間分野での贈収賄の制裁が弱すぎるという問題、贈収賄に関与した企業及び個人の民事責任の追及に関してアルバニア政府が消極的すぎるという問題等があることが指摘されている。また、1995年に制定され、1996年に施行された刑事訴訟法が2004年に改正され、政党の財政への規制、公務員の利益相反と職務規律について改善し、特別な捜査手続を用いることができるようにした¹⁶。

組織犯罪については、従来より、アルバニア系マフィアがコソボ解放軍と密接に関わりながら組織犯罪に手を染めているといわれてきた¹⁷ところであり、今後も、アルバニア政府がどこまで組織犯罪対策を実効性をもって進めることができるのかが注目される場所である。

VII 参考資料

以上、アルバニア法の概要を簡単に紹介してきたが、アルバニア法については、日本語の文献・論文等は非常に少ない。各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。

英語による情報源及び文献・論文等については、旧ユーゴ諸国の場合と比べると、比較的多いように思われる。例えば、憲法はもちろんのこととして、民法典、刑法典及び刑事訴訟法典等の英訳が作成・公表されている。

今後、アルバニア法に関する日本語の文献・論文等が増えてくることを期待したい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.43 No.10』（国際商事法研究所、2015年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第37回 アルバニア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁶ Marie Chêne 著「Albania: overview of corruption and anti-corruption」（2011年）5頁。<http://www.u4.no/publications/albania-overview-of-corruption-and-anti-corruption/>

¹⁷ 詳細については、ティエリ・クルタン著、上瀬倫子訳『世界のマフィア』（緑風出版、2006年）27～50頁を参照されたい。